



## 原告46

### 1 認定事実

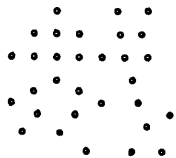
原告46は、昭和24年に三重県伊賀市（現在の地名）で出生し、現在は原告解放同盟中央委員及び三重県連合会執行委員長などを務めている。

原告46の父親の出生地は、本件地域一覧の三重県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「部落名」欄に記載されている。

(甲87, 344)

### 2 判断

- (1) 原告46の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告46のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 原告46は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないから、プライバシーが侵害されたとは認められない。



## 原告 47

### 1. 認定事実

原告 47 は、昭和 13 年に滋賀県彦根市（現在の地名）で出生した。

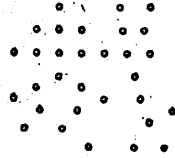
原告 47 の現本籍は、本件地域一覧の滋賀県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 47 は、本件人物一覧の「部落解放同盟滋賀県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

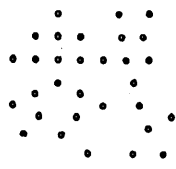
（甲 212, 344）

### 2. 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 47 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 444）によれば、原告 47 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 47 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「滋賀県」の欄の公表により、原告 47 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 47 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 47 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 47 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万 5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士



費用は2500円と認めるのが相当である。



## 原告 48

### 1 認定事実

原告 48 は、昭和 33 年に京都府福知山市で出生し、現在は原告解放同盟京都府連合会執行委員などを務めている。

原告 48 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

原告 48 は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲 213, 344）

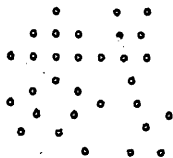
### 2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 48 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

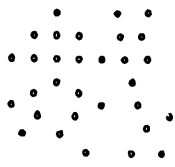
他方、証拠（乙 445, 607）によれば、原告 48 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 48 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「京都府」の欄の公表により、原告 48 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 48 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 48 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 48 が原告解放同盟に所属しているこ



とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



## 原告 49

### 1 認定事実

原告 49 は、昭和 29 年に京都府南丹市（現在の地名）で出生し、現在は原告解放同盟の南丹地域の副議長等を務めている。

原告 49 の現住所は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

原告 49 は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし市までの記載しかないもの）を掲載された。

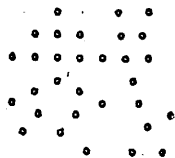
（甲 214, 344）

### 2 判断

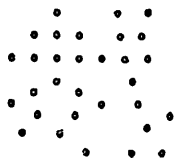
(1) 上記認定によれば、原告 49 は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠（乙 446, 583, 607）によれば、原告 49 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、多数の人名及び肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 49 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「京都府」の欄の公表により、原告 49 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 49 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる（ただし住所は市までの記載しかなく不正確なため、これを公開してもプライバシーを侵害するとは認められない。）。

(3) 前記(1), (2)のプライバシー侵害により、原告 49 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 49 が原告解放同盟に所属していることが既



にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



## 原告50

### 1 認定事実

原告50は、昭和54年に京都府で出生し、現在は原告解放同盟京都府連合会の青年部長を務めている。

原告50の現住所及び現本籍の旧地名は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

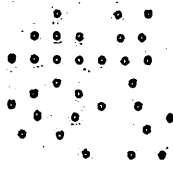
原告50は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行委員青年枠」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

(甲215, 344)

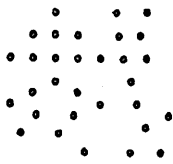
### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告50は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙446, 583, 607)によれば、原告50が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、多数の人名及び肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告50の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「京都府」の欄の公表により、原告50のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告50は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告50の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告50が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2





000円と認めるのが相当である。



## 原告 51.

### 1 認定事実

原告 51 は、昭和 19 年に京都市で出生し、現在は原告解放同盟京都府連合会役員を務めている。

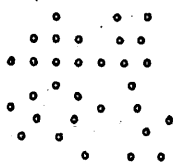
原告 51 の現住所は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

原告 51 は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

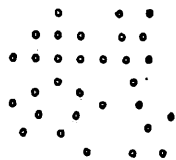
(甲 216, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 51 は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠(乙 583, 607)によれば、原告 51 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、多数の人名及び肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 51 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「京都府」の欄の公表により、原告 51 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 51 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 51 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 51 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万 5 0 0 0



円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



## 原告52

### 1 認定事実

原告52は、昭和23年に京都府亀岡市（現在の地名）で出生し、原告解放同盟京都府連合会の役員を務めた。

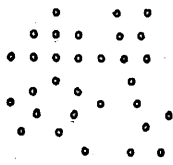
原告52の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載され、その旧地名は「部落所在地」及び「部落名」欄に記載されている。

原告52は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

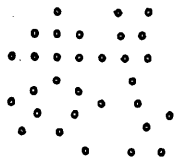
（甲217, 344）

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告52は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙447）によれば、原告52が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告52の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「京都府」の欄の公表により、原告52のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告52は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告52の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告52が原告解放同盟に所属しているこ



とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



## 原告53

### 1 認定事実

原告53は、昭和25年に京都府南丹市（現在の地名）で出生し、原告解放同盟京都府連合会副委員長を務めている。

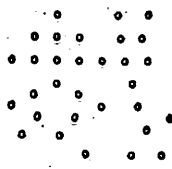
原告53の現本籍の旧地名は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告53は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

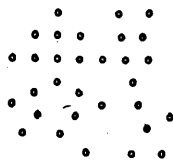
（甲344, 366）

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告53は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙489, 583, 607）によれば、原告53が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告53の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「京都府」の欄の公表により、原告53のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告53は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1); (2)の違法なプライバシー侵害により、原告53の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告53が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000



円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



## 原告54

### 1 認定事実

原告54は、昭和23年に京都市で出生し、部落解放運動に参加した。

原告54の母親の出生地として記載のある地名は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

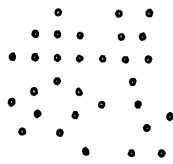
原告54は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行委員女性枠」の欄に氏名及び原告解放同盟における所属協議会を掲載された。

(甲113, 344)

### 2 判断

- (1) 原告54の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告54のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告54は、本件人物一覧に原告解放同盟における所属協議会を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙296, 583, 607)によれば、原告54が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告54の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告54が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。





## 原告 55

### 1 認定事実

原告 55 は、昭和 17 年に京都府で出生し、原告解放同盟の女性副部長を務めていた。

原告 55 の現住所は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載され、その旧地名は「部落所在地」及び「部落名」欄に記載されている。

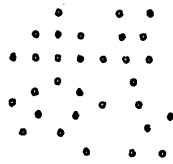
原告 55 は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行委員女性枠」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし町名までの記載しかないもの）を掲載された。

(甲 218, 344)

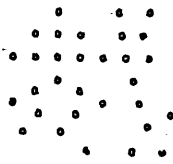
### 2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 55 は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠(乙 583, 607)によれば、原告 55 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、多数の人名及び肩書が羅列されているにすぎないなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 55 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「京都府」の欄の公表により、原告 55 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 55 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる（なお、住所は町名までの記載しかなく不正確なため、公開されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。）。



(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により, 原告55の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は, 原告55が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして, 上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



## 原告 56

### 1 認定事実

原告 56 は、昭和 46 年に京都市で出生し、現在は原告解放同盟京都府連合会の事務局員を務めている。

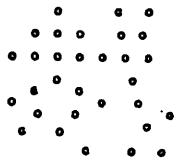
原告 56 は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし市までの記載しかないもの）及びフェイスブックの URL を掲載された。

(甲 177)

### 2 判断

(1) 原告 56 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 56 のプライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定のとおり、原告 56 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたが、証拠（乙 409）によれば、原告 56 は原告解放同盟に所属していることをフェイスブック上の原告 56 の実名が付された自己のアカウントにおいて自らインターネット上に公開したものと認められる。また、住所は市までの記載しかなく不正確なため、これが公開されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。したがって、本件人物一覧の公開により、原告 56 のプライバシーが侵害されたとは認められない。



## 原告 57

### 1 認定事実

原告 57 は、昭和 30 年に京都市綴喜郡井出町で出生し、現在は原告解放同盟京都府連合会の執行委員及び井出支部長を務めている。

原告 57 は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲 219)

### 2 判断

- (1) 原告 57 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 57 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 57 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠（乙 449, 583, 607）によれば、原告 57 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、多数の人名及び肩書が羅列されているにすぎないなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 57 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 57 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 2000 円と認めるのが相当である。